

大分海の日協賛会規約

(名 称)

第1条 本会は、大分海の日協賛会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大分市における海の日記念式典及び記念事業を実施し、海事思想の普及並びに会員相互の連帯を強めることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、海の日記念事業等に協賛する者を以て組織し、会員とする。
正会員は、会費等納入者とし、準会員は、正会員以外の者とする。

(会 費)

第4条 本会の経費は、会費等を以てあて一口3,000円とする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

(役 員)

第6条 本会の次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
顧 問	若干名	評 議 員	若干名
実行委員	若干名	監査委員	若干名

(任 期)

第7条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。
役員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残り期間とする。

(選 出)

第8条 会長は総会で選任し、顧問及び評議員、実行委員、監査委員は総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(任 務)

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
評議員、実行委員は会務の執行に関する事項について評議する。
監査委員は会計事務の会計監査を行う。

(総 会)

第10条 総会において決定すべき事項は次のとおりとし、毎年6月に会長が招集し開催する。

2. 規約第6条に掲げる役員を選任及び承認。
3. 会の運営方針の決定。
4. 規約の制定及び変更。

5. 予算の議事及び決算の承認

(評議委員会及び実行委員会)

第11条 評議委員会及び実行委員会において決定すべき事項は次のとおりとする。

2. 総会で議決した事項の執行に関すること。
3. 総会に付議すべき事項に関すること。
4. その他本会の目的達成に関すること

(事務局)

第12条 本会の事務処理を行うため、会長の指定するところに事務局をおく。

2. 事務局に事務局長を置き、事務局長は総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
3. 事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 事務局長は会務・会計事務を行う。

附 則 この規約は、平成8年6月3日から施行する。